

2021年2月25日

各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

・本所による呼値の取消し時における顧客からの委託注文の取扱い等について

2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2021年2月25日（木）～2021年3月18日（木）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合…〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

② ファクシミリの場合…FAX：011-251-0840

③ E-mail の場合…本所ホームページ (URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>)

上の入力フォームから提出して下さい。

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

【お問合せ先】

証券会員制法人 札幌証券取引所

総務部

TEL 011-241-6171

本所による呼値の取消し時における顧客からの委託注文の取扱い等について

2021年2月25日
証券会員制法人札幌証券取引所

I 趣旨

2020年10月に発生した arrowhead の障害においては、システム面での課題のみならず、システム障害時における注文の取扱いルールが整理されていなかったことなどの課題が明らかになりました。これを受けて、株式会社東京証券取引所では、「再発防止検討協議会」を設置され市場関係者の方々と共に、ルール整備の在り方について検討されてまいりましたが、今般、システム障害等の影響により、本所が会員から行われた呼値を取り消さざるを得ない場合に備え、顧客からの委託注文の取扱い等について明確化すべく、以下のとおり概要をとりまとめました。

具体的には、本所による呼値の取消し時において、会員は本所に対して再発注を行うことが原則的な対応となることを明確にするとともに、委託注文の性質や実務上の必要性から異なる対応が必要な場合には、別途の取決めによりこれも可能であることを明確化する等の対応を行います。

II 概要

項目	内容	備考
1. 呼値の取消し	<ul style="list-style-type: none">本所は、システム障害等による売買停止の場合において、会員から行われた呼値を取り消すことができることを明確化します。	<ul style="list-style-type: none">現在は、売買停止の際の呼値の効力について「その都度定める」と規定されています。
2. 委託注文の効力	<ul style="list-style-type: none">取引所によって会員から行われた呼値を取り消した場合であっても、原則として、顧客から会員に対する委託注文は有効であることを明確化します。	<ul style="list-style-type: none">現在は、委託注文は売買停止があっても原則として有効であることが規定されています。
3. 委託注文に関する再発注の要否	<ul style="list-style-type: none">取引所が呼値を取り消した場合でも、会員は顧客の委託注文に関して再発注することが原則であることを明確化します。ただし、取引所による注文の取消し後の会員による再発注の要否は、あらかじめ当該会員と顧客との間で取決め又は顧客からの指示がある場合には、当該取決め又は指示の内容に従うことについても明確化します。	<ul style="list-style-type: none">再発注の要否等について約款に定めている場合は、会員と顧客との間で取決めがある場合に該当します。
4. その他	<ul style="list-style-type: none">売買再開基準への適合状況等を把握するための会員に対する確認は、有価証券売買責任者を窓口として、全会員に対して行うこととします。会員は、この確認に回答しなければならないものとします。	<ul style="list-style-type: none">具体的な確認方法について、障害範囲によっては、他の取引所と同一の障害状況となることも踏まえ、他の取引所との連携を含め、検討して参ります。

III 実施時期

2021年4月を目途に、会員における対応状況等も踏まえて決定します。

以上